

森林組合の現況

- 1. 出資金 17,991千円
- 2. 組合員 1,219名
- 3. 総代 191名
- 4. 役員 10名
- 5. 職員 28名

令和3年12月1日現在



第57号

令和4年12月1日

発行
東城町森林組合

TEL 4-0002
FAX 4-0003



新役員・退任の紹介

新役員

代表理事組合長
板倉 一弥

副組合長
有田 勝

理事
今岡 謙治

理事
荒木 伸

理事
瀬尾 俊昌

理事
佐古 辰巳

理事
伊達 美幸

代表監事
池田 博行

監事
若林 恵三

監事
古家 初巳

副組合長
宮脇 希夫

理事
見川 昇

理事
津村 源郎



退任



組合長 挨拶

代表理事組合長 板倉 一弥



組合員の皆様には常日頃から組合運営につきましては、格別のご理解とご協力いただいております。こと感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症・拡大も3年目を迎えて、依然終息が見えない状況が続いています。当組合も第7派に初めて感染者と濃厚接触者の計11名が出ました。その後も数名が感染するという事態になりました。

その様な状況の中、今年の第58回通常総代会も3年連続で書面議決による総代会とさせて頂きました。今年には役員改選の年でもあり、書面により、理事7名のうち3名が、また監事3名のうち1名が新たに決定頂き就任をしました。総代会後の理事会において、私が引き続き組合長として再任する事となりました。組合員の皆様には、引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

また、5月には総代の改選という事で、2000名の総代の皆さんを決定して頂き、3年間お世話になることとなりました。総代の皆さんには何卒よろしくお願ひ申し上げます。

さて昨今の林業における動向は、昨年3月頃からのいわゆるウッドショックですが、7月に入り高止まりをしていたヒノキが2万円代を切るようになり、8月の下旬にはウッドショック以前の価格を下回るという大変厳しい相場となりました。

しかし、10月初めには、底を打った感じが有り全品柄で値上げ回復傾向がみられるようになりましたが、今年は昨年と比べ大変厳しい木材価格となりました。

今年もお陰様で4月に地元新卒の高校生2名が組合に就職してくれました。現在28名と近年で一番多い職員数となっております。また、平均年齢も37・5歳と大変若い職場です。その若い力で毎日の業務に頑張ってくれています。引き続き皆様にはご支援の程よろしくお願ひします。

最後に来年こそコロナの感染が終息し、マスク無しでの通常の生活が送れる事を願ひ更に、組合員の皆様が健康でよい年を迎えられることを祈念しまして、挨拶とさせて頂きます。

森林組合からのお知らせ

新しい職員のご紹介

写真左: **小坂 拳士**
(令和4年4月採用)

僕は高校1年生の夏頃から林業という就業に務めたいと思っていました。

1年目で不安がたくさんありますが1日1日コツコツ頑張ってますが立派な作業者になりたいです。



写真右: **黒川 友晶**
(令和4年4月採用)

林業は思っていた以上に大変でしんどいけれど、これからも頑張っていきたいと思います。

ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願ひします

組合員相続手続き等のお願ひ

組合員の方が、相続・脱退・譲渡・転居される場合には組合に届出が必要です。

申込書等書類は、森林組合に用意しております。手続きの際は、当組合までお問い合わせください。

手続き内容	提出書類等について
組合員がお亡くなりになられた場合	〔相続の場合〕 ・組合員加入申込書及び出資証券又は出資証券紛失届と相続証明書類を合わせてご提出下さい。 〔脱退の場合〕 ・組合員脱退届及び出資証券又は証券紛失届と相続証明書類を合わせてご提出下さい。
譲渡の場合	・組合員加入申込書及び出資証券又は出資証券紛失届と持分譲渡承認願を合わせてご提出下さい。
住所等変更の場合	・住所等変更届を提出ください。

地区懇談会の中止について

広島県内において再度流行しつつある新型コロナウイルスの影響を鑑み、誠に勝手ではございますが、今年の地区懇談会を中止とさせていただきます。情報提供や皆様と意見交換する貴重な場を設けることが出来ず申し訳なく思う次第です。何かご不明なこと等ございましたらお気軽に組合の方にご相談いただければ幸いです。

何卒皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第25回森林まつり

森林まつりを10月に開催し、成果を上げることが出来ました感謝申し上げます。次回の開催することが決定しましたら、日時等をご案内致しますのでぜひご来場ください。

土地所有者となった届出について

森林の土地所有者の異動を把握するため、平成24年4月1日以降新たに森林の土地所有者となった場合市への届出が義務づけられました。また相続の場合も届出が必要となっています。

くわしくは、市役所へご相談ください。

職員の募集

森林組合では、今、私たちと一緒に森林で働く仲間を求めています。
あなたの力を森林組合の職員として発揮してみませんか。



都会にいるお子さんやお孫さん、家族連れでのUターン大歓迎です!!

詳しくは 事務所 (TEL:08477-4-0002) まで

第58回通常総代会 開催

令和4年3月25日に開催いたしました第58回通常総代会は、新型コロナウイルス感染対策といたしまして、昨年と同様に総代皆様のご理解とご協力を賜り書面議決書での回答をもって開催する運びとなりました。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

当日は、役員のみを招集し開会いたしました。出席率は83.77% (総代数191名の内 書面議決160名) であり議会が成立し、議題については第1号議案から11号議案が下記の通り賛成多数により可決されました。

記

議案	賛成	反対	無回答	合計	備考
第1号議案	159	0	1	160	99.4% 可決
第2号議案	158	0	2	160	98.8% 可決
第3号議案	159	0	1	160	99.4% 可決
第4号議案	158	0	2	160	98.8% 可決
第5号議案	159	0	1	160	99.4% 可決
第6号議案	156	1	3	160	97.5% 可決
第7号議案	159	0	1	160	99.4% 可決
第8号議案	159	0	1	160	99.4% 可決
第9号議案	159	0	1	160	99.4% 可決
第10号議案	158	0	2	160	98.8% 可決
第11号議案	158	1	0	159	99.4% 可決

※第9号議案(特別審議事項) 賛成/書面議決数:2/3(66.7%)以上で可決

総代会の様子



永年勤続表彰



技師 若林 美弘

祝電

広島県森林組合連合会

代表理事会長 小林 秀矩 氏

備北森林組合

代表理事組合長 藤原 澄人 氏

西城町森林組合

代表理事組合長 津田 幸則 氏

総代会に頂いたご意見

田森地区 組合員様 外

コロナ対策もわかるが、是非総代会を開催してほしかった。

広島県公式ホームページに記載してある感染状況・医療提供体制の分析のページの感染状況を鑑み、可能な限り行事を開催し、場合によっては即座に中止または延期とします。来春の総代会は開催ができることを祈っています。

小奴可地区 組合員様 外

林業を取り巻く環境は大変だと思います。現状の報告など、地区ごとに懇談会などをしていただきたらと思います。

お忙しいこととは思いますが、よろしく願いいたします。

今年は3会場で地区懇談会を行い、情報提供しなかったのですが、開催予定を8月末としており、そのころも広島県の感染状況がレベル2であったこと、庄原市内で新規感染者が急増した時期と重なり見送りとさせてもらいました。

帝釈地区 組合員様 外

毎年、草刈（林道）の助成金を支給いただき、ありがとうございます。

来年度も助成していただける故、本当に助かります。

来年度も制度が継続でき、利益の還元ができるようにがんばりたいと思います。

帝釈地区 組合員様 外

森林境界明確化を推進、指導いただきありがとうございます。

境界明確化事業は、ある程度まとまった面積とその地域の方の同意と協力で行う事業で順番待ちなど制限が多いですが、森林組合へ施業の委託をしていただけると同時に測量を実施し、同時に何年にどんな作業をしたのか記録していますので是非施業委託していただけると幸いです。

帝釈地区 組合員様 外

組合の奨励により推進された人工林（造林）の完成に力を更に貸してほしい。

間伐方法等については指導相談を受けたいです。

15年以上手入れがされていないスギ・ヒノキの人工林の間伐などに対して「庄原市森づくり事業」の人工林健全化というメニューで切捨間伐を推奨しています。

これまで、手入れをされてきた山林については、搬出間伐や皆伐（再造林）をお勧めします。

目安としては、1haあたり1200本以下（木と木の間が2.8m以上）ならば搬出間伐、1haあたり800本（木と木の間が3.5m程度）ならば皆伐（再造林）と思ってください。

八幡地区 組合員様 外

行政区もかつては10名の組合員が、現在ほぼ半減し高齢化が進み回覧も大変。

総代会資料についてA4数枚程度の要旨集と本来資料2部に要旨集を各戸配布はどうか、一考のほどよろしく願いいたします。

回覧が困難な総代(林区長)は、森林組合へご相談をしていただければ幸いです。ご連絡ください。

施業組合活動支援金制度

(東城町森林組合独自制度)

目的

組合員への利益の還元の一環として、森林施業組合管内の作業道(林道)の草刈をされた森林施業組合に、作業延長に応じて活動費をお支払いします。

支援条件

草や木の刈払い作業(刈幅は作業道の幅) 作業時期は問いません。

支援金額

作業距離に応じて森林組合が定めた単価(50円/mかつ、一施業組合管内最大5万円まで) 草刈作業の難易度は考慮しません。(刈った草の量・木の種類等)



森林施業組合での作業が難しい場合、地域の自治振興区や青年会、消防団やスポーツ団体や任意の団体に依頼されても結構です。(支払いは施業組合銀行口座へ振込ます。)

国、広島県、庄原市の補助金や助成金でないので、日当は当然ですが、飲食や旅行等の補填に使えます。

手続き方法

草刈作業後に森林施業組合長が「作業道草刈作業報告書」を森林組合へ提出してください。草刈の場所を報告してください。(住宅地図等)

作業した状況のわかる写真を1回につき2~3枚提出してください。(電子データでも構いません)

森林保険の加入について

昨今ではゲリラ豪雨など自然災害を表した言葉をよく耳にすることがあると思います。東城町管内でもここ近年では干害・水害が主に増えており、干害の被害においては毎年のように出ています。不慮の災害に備えましょう。

○自然災害を受けやすいとき

- ・雨が少なく日照りが30日以上続くと干害を受けやすい
- ・新植後に凍霜や雪での災害を受けやすい
- ・間伐後に風や雪での災害を受けやすい

☆植えた時や間伐を行った際には保険に加入しましょう。

大切な森林財産を8つの災害からまもります



火 災



風 害



水 害



雪 害



凍 霜 害



干 害



潮 害



噴 火 災

契約申込み及び保険金の受け取り手続き



※森林組合及び森林組合連合会は、森林保険センターとの委託契約に基づき業務を行っております。
 ※大きな災害が発生し、保険金の支払いが多額となった場合も安定した運営が確保できるよう国による債務保証等が法律に規定されるなど、国の関与のもとで公的な保険制度として運用されます。
 ※保険金のお支払い先は、被保険者(森林所有者)に限られます。

$$\text{災害時にお支払いする保険金} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額(保険価額が上限)}}{\text{保険価額(損害が生じた地域及び時点における森林の価値)}}$$

造林補助金制度の概要

令和4年度

1.00ha当り単価

事業名	対象年生	施業基準 (1カ所0.10ha以上)	期日	概算補助金額
植付		<ul style="list-style-type: none"> ・ スギやヒノキ等の伐採跡地に植え付け作業 ・ 事前計画書が必要 ・ 苗木の購入伝票が必要 	4月末日 までに 完了	2000本植え 430,000円
				2500本植え 488,000円
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施中の写真については、原則として次の区分毎に写真を撮影すること。 ①地拵状況 ②植付状況 ・ 地拵状況については、地拵の様子がわかるように撮影すること。 ・ 事業完了後の写真については、遠景・近景写真とは別に植栽樹種が確認できる写真を撮影すること。 		3000本植え 545,000円
下刈	1～5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全面積の刈払い作業 	8月末日 までに 完了	80,000円
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施前の写真については、雑草木が繁茂している状況を撮影するなど、下刈の必要性がわかるよう撮影すること。 ・ 事業実施前・事業完了後の写真については、遠景及び近景を撮影すること。 		
保育間伐	11～35	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェンソーで行う伐採作業 ・ 事前計画書が必要 ・ 20%以上の伐採 		刈払なし 41,000円
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業完了後の写真は、伐根が写真に写るよう配慮して撮影すること。 ・ 選木時に標示（マーキング）を行う場合は、その作業状況及び標示（マーキング）状況を撮影すること。 		刈払あり 82,000円
間（搬出）伐	20～60	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ha当り10m³以上の出材 ・ 20%以上の伐採 ・ 市場伝表など材積がわかるものが必要 ・ 事前計画書が必要 		0～9m ³ 31,000円
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業完了後の写真は、伐根が写真に写るよう配慮して撮影すること。 ・ 事業実施中の写真については、原則として次の区分毎に写真を撮影すること。 ①伐倒状況 ②集材状況 ③造材状況 ④搬出状況 ⑤はい積状況 ・ 選木時に標示（マーキング）を行う場合は、その作業状況及び標示（マーキング）状況を撮影すること。 		10～19m ³ 83,000円
				20～29m ³ 118,000円
				30～39m ³ 153,000円
				40～49m ³ 188,000円
				50～59m ³ 222,000円
				60～69m ³ 253,000円
				70～79m ³ 267,000円
				80～ m ³ 295,000円

※補助事業は全事業とも5カ年の計画（森林経営計画）の認定箇所のみが補助対象となります。

※補助事業は全事業とも森林経営計画の計画に準じて行ったものが対象になります。

※補助事業には写真や伝票が申請の資料として必要になります。

事業の施行地ごとに着手前、実施中及び完了後の状況写真や留意点に記載している作業を撮影すること。また、着手前・完了後の写真撮影は原則として同一地点で同一方向に向けて撮影するよう努めること。写真を撮る際には、看板（事業名・作業場所・氏名の記入したもの）を入れ撮影してください。

※令和4年の7月以降に着手した間伐については0.10haから採択の可能になります。

※表の概算受領額は、およその金額であり変動することがありますので参考程度にしてください。

※補助事業について、わからないことや上記以外の作業を行いたいことがあれば事前にご相談ください。

水源林造成事業で山づくりを

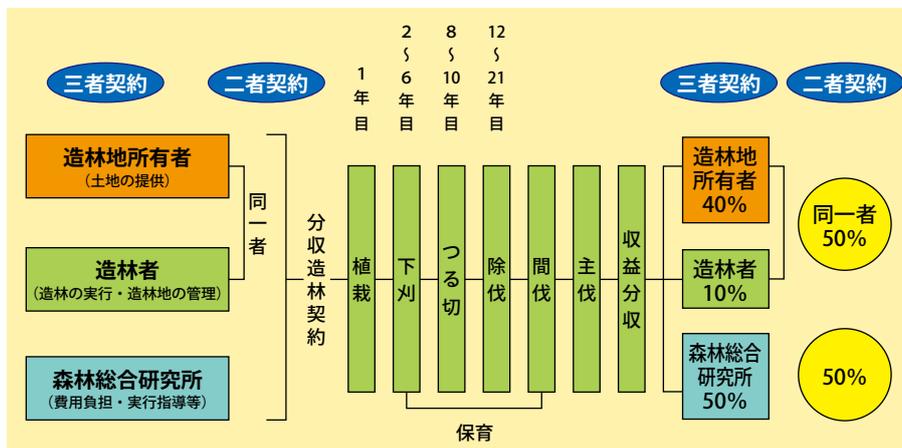
ザツ木の伐採後にスギやヒノキの植林の補助制度はありません。そうした中で水源林造成事業というのがあります。水源林造成事業とは、ダムの上流域などの水源地域の民有林保安林のうち、水源かん養機能が劣っている無立木地、散生地、粗悪林相地などを対象に早期に森林を造成し整備する事業です。



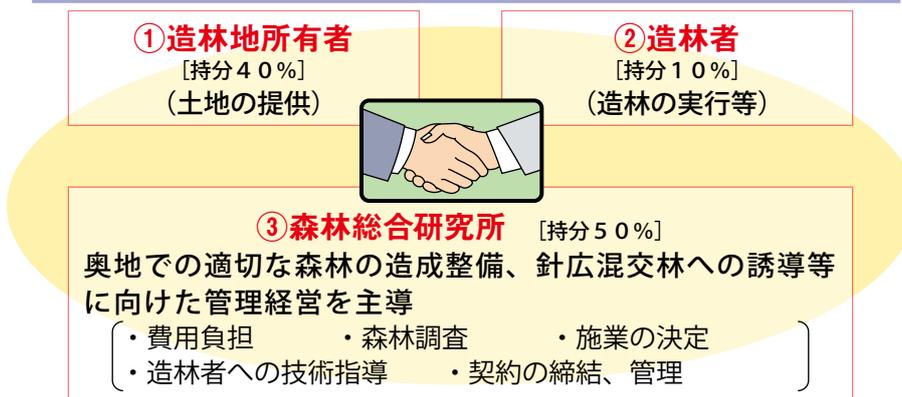
耳木川西事業地

水源林造成事業のしくみ

①造林地所有者、②造林者、③森林総合研究所の三者または二者（①＝②）間で分収造林契約を締結し、契約満了時には主伐収入を分収します。分収造林契約及び森林総合研究所による地上権設定により、行政的なコントロールの下で水源林の長期間安定的で適切な森林の整備と維持管理が担保されます。



植栽から保育・主伐に至るまで、契約者間で役割分担



対象地は①及び②の両方に該当する土地を基本としています。

- ①水源涵養保安林(又は同予定地)、水源涵養の目的を兼備する土砂流出防備保安林(又は同予定地) もしくは土砂崩壊防備保安林(又は同予定地) のいずれか
- ② 無立木地、散生地、粗悪林相地等 人工植栽の方法により森林の造成を行う必要がある土地であって一団地の見込み面積が5ha以上のもの
(複雑な権利関係が存在する契約の履行に当たり支障を生じるおそれのある土地、成林の見込みのない土地や治山工事を適当とする土地は、対象となりません。)

森林組合では、水源林造成事業を積極的に取り組んでおりますので、ご希望の方はご一報ください。

庄原市森づくり事業について



間伐等の手入れがされていない人工林や、放置された里山林がいたる所にあります。森林は、県土の保全、水源かん養など安全で豊かな生活を支える重要な役割を担っており、こうした森林の持つ公益的機能は、全ての県民がその恩恵を受けていることから、本来の機能が維持できるようにしていこうという事業であり、間引いて下草を生やし地力を養うとともに、人工林の成長を促す対策を中心におこなっています。ほかにも美しい里山の風景を守っていく里山林の対策があります。

～人工林健全化 実施例～



令和元年実施

～里山林 実施例～



令和元年実施

気になっている場所がありましたら、ひろしまの森づくり事業などを活用すれば、対策ができるかもしれません。

ぜひ、お気軽にご相談ください。

お問い合わせはお気軽に！



東城町森林組合

電話 08477-4-0002

担当 藤原 貴宏 まで